

育英大学及び育英短期大学の授業料その他費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 育英大学及び育英短期大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学金及び入学検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料、入学金及び入学検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授業料	入学金	入学検定料
学部学生	年額 750,000円	250,000円	30,000円
短期大学学生	年額 660,000円	250,000円	30,000円
科目等履修生	1単位 10,000円	30,000円	10,000円
研究生	月額 20,000円	30,000円	10,000円
特別聴講学生	1単位 10,000円	30,000円	10,000円
聴講生	1単位 10,000円	30,000円	10,000円
研修生	月額 20,000円	30,000円	10,000円

- 2 大学及び短期大学の学生のうち、それぞれの学則に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 編入学、再入学又は転入学に係る入学検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、20,000円とする。
- 4 大学入学共通テストを利用した入学試験に係る入学検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、10,000円とする。

(その他の費用)

第3条 本学において徴収する施設設備費の額は、370,000円とする。

- 2 実習費の額は、実習の種類、内容に応じて理事長が別に定める。
- 3 前項に定めるもののほか、学修及び資格取得に必要な経費は、実費とする。
- 4 前2項に定める費用は、事前に徴収する。

(授業料等の徴収方法)

第4条 授業料及び施設整備費（以下「授業料等」という。）の徴収は、前期及び後期の2学期に区分し、それぞれの学期において徴収する額は、年額の2分の1とする。

- 2 前項の授業料等は、前期にあつては4月、後期にあつては9月に徴収する。

- 3 前項の規定にかかわらず、学生から延納又は分納の願出があったときは、延納又は分納を認めることがある。
- 4 第2項の規定にかかわらず、学生から1年分を一括して支払う旨の申出があったときは、前期及び後期の授業料等を、前期の授業料を徴収するときに併せて徴収することができる。
- 5 その他の費用については、必要に応じて、授業料等の徴収に併せて、又はその都度徴収する。

(特別の場合の授業料等の額及び徴収方法)

- 第5条 前期又は後期中途において復学、編入学、再入学及び転入学（以下「復学等」という。）をした者から徴収する授業料等の額は、それぞれの年額の12分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下同じ。）に復学等の日の属する月から前期又は後期の在学する月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収する。
- 2 在学の途中から長期在学期間の許可を受けた者及び延長を認められた者の授業料の年額は、第2条第2項に定める年額とし、第4条第2項に定める時期に徴収する。
 - 3 長期在学期間を超えて在学する場合の授業料の年額は、第2条第1項に定める年額とする。
 - 4 長期在学期間を短縮することを認められた場合には、第2条第1項に定める授業料の年額に、大学及び短期大学のそれぞれの学則に定める修業年限を乗じて得た額から既に納入した額を控除した額を徴収する。

(学年の途中の卒業等の場合の授業料等)

- 第6条 学年の途中に卒業、退学又は転学をしようとする者は、当該学期の授業料等の全額を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、4月又は10月に退学又は転学を願い出た者が、同月末までに本学の学生の身分を失うときは、授業料の年額の12分の1の額を願出と併せて分納しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

- 第7条 学期の途中から、休学又は停学となる者は、当該学期の授業料等の全額を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、4月又は10月に休学を願い出た者が、翌月の初日までに休学するときは、授業料の年額の12分の1の額を願出と併せて分納しなければならない。
 - 3 学期のすべての期間を休学する者の授業料等は、徴収しない。
 - 4 前項に規定する者は、学期毎に在籍料として、30,000円を納入しなければならない。

(既納の授業料等の返還)

- 第8条 次に掲げる特別の事情がある場合は、既納の授業料等を返還する。
- (1) 後期の授業料等を納付後、後期がはじまる前までに退学又は転学をする場合は、後

期の授業料等の全額

(2) 後期の授業料等を納付後、後期のすべての期間を休学となる場合は、後期の授業料等の全額

(3) 授業料の免除を申請した者がその免除の認定を受けた場合は、その認定を受けた額に相当する額

(4) その他特別の事情があると学長が認めた場合はその額

(入学金及び入学検定料の徴収方法)

第9条 入学金は、入学を許可するときに徴収する。

2 入学検定料は、出願を受理するときに徴収する。

3 既納の入学金及び入学検定料は返還しない。

(科目等履修生等の授業料等)

第10条 特別聴講学生の授業料、入学金及び入学検定料は、協議において相互に不徴収とする大学間協定を締結している大学等の学生であるときは、徴収しない。

2 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、聴講生及び研修生（以下「科目等履修生等」という。）の授業料の徴収は入学前とし、前期にあつては3月、後期にあつては8月とする。

3 科目等履修生等の入学金は、入学を許可するときに徴収する。

4 科目等履修生等の入学検定料は、出願を受理するときに徴収する。

(入学金及び授業料等の免除又は徴収猶予)

第11条 経済的理由により納入が困難な場合、風水害等の災害を受けて納入が困難な場合及び学業が優秀と認められる場合は、入学金及び授業料等の全部又は一部を免除又は徴収猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、理事長が必要と認めたときは、入学金及び授業料等を減免することがある。

(証明書等の手数料)

第12条 各種証明書等の手数料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料は、申請を受理したときに徴収する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年9月11日(理事会決定)に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月28日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年1月12日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月22日(理事会決定)に改正し、第12条の規定は同日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の規定は令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月19日(理事会決定)に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定(授業料)は、令和8年度入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表

項 目	単位	手数料の額
再 試 験 の 受 験	1 科目	2,000円
学 生 証 の 再 交 付	1 件	500円
在 学 証 明 書	1 通	300円
成 績 証 明 書	1 通	
単位取得（見込）証明書	1 通	
卒 業 （ 見 込 ） 証 明 書	1 通	
各種免許・資格取得見込証明書	1 通	
健 康 診 断 書	1 通	
人 物 証 明 書	1 通	
推 薦 書	1 通	